

補足 <映画配給会社 令和3年6月25日付け国事務連絡による算出方法>

映画配給会社計算式

映画の終了時刻が21時を越える予定であった常設スクリーン数×2万円×**時短率**※×時短日数

※時短率

時短営業により上映できなくなった映画の回数 ÷ スクリーン全体で本来上映する予定であった映画の回数

A

B

■令和3年6月25日付けで、国より新たな算出方法が示されましたので、以下を用いて算出することも可能です。

A 時短営業により上映できなくなった映画の回数

→ スクリーンの短縮した営業時間 ÷ スクリーンで上映する作品の平均上映時間※

(注) 1つのスクリーンに複数の配給会社が映画を配給する場合は、上記で算出した回数に、各配給会社が配給する作品の比率で按分して算出してください。

例：スクリーン全体で時短期間中に上映できなくなった映画の回数：20回

●会社：時短期間中の上映回数が10回	} 比率 10：30 で按分	→20×10/40
▲会社：時短期間中の上映回数が30回		→20×30/40

B スクリーン全体で本来上映する予定であった映画の回数

→ スクリーンの通常の営業時間 ÷ スクリーンで上映する作品の平均上映時間※

※スクリーンで上映する作品の平均上映時間については、各映画館の実態に応じて適切に算出してください。

例) 時短営業開始直前の1週間分の作品の平均上映時間より算出